

一般社団法人 薬学教育協議会

第 49 回理事会議事録

日 時：平成 29 年 3 月 30 日（木） 10：00～12：10

場 所：日本薬学会会長井記念館 1 階 AB 会議室

出席者：別記 1

配付書類：別記 2

○定足数について

理事総数 20 名中、14 名の理事が出席した。定款第 37 条に定める定足数を満たしているので、本日の理事会は成立すると阿刀田事務局長が報告した。

○議題

1. 平成 28 年度補正予算について

資料 1（平成 28 年度補正予算）に基づき、北海道地区から調整機構会議費の補正案、関東地区から事務局長採用による給与・手当の補正案が提出されたと阿刀田事務局長が説明した。平成 28 年度補正予算は異議なく承認された。

2. 平成 29 年度事業計画（案）について

資料 2（平成 29 年度事業計画（案））に基づき、阿刀田事務局長が本部の事業計画案について説明した。各地区調整機構の事業計画案については、地区によって OSCE や実習施設概要等の一元管理のためのデータベースの構築、実務実習テキストの作成を行っている地区があると説明した。平成 29 年度事業計画（案）は異議なく承認された。

なお、薬学教育協議会や理事会の在り方について、以下の発言があった。

（甲斐理事）薬学教育協議会の目的を聞かせていただきたい。

⇒（望月代表理事）薬学教育全体についてより良いものになるよう協議している。実務実習に関わる部分は大きいですが、それ以外にも事業計画案のとおり多くの事業を行っている。薬学教育のために活動していることをご理解いただきたい。

（甲斐理事）6 年制教育に重きを置いていて、4 年制教育を蔑ろにすることはできないと思うがどうか。

⇒（望月代表理事、増野専務理事）特に教科担当教員会議等は 6 年制、4 年制両方を意識して活動している。6 年制は全国レベルで統一する事項が多く協議が必要であるが、4 年制は各大学の自由度の高さが特色なので、全国的に決めることが良いとは言えないことが多いと思う。

（甲斐理事）実習に関することが多いので、本質的な議論をしていただきたい。

3. 平成 29 年度予算案について

資料 3（平成 29 年度予算案）に基づき、本部および各地区調整機構の予算案について、阿刀田事務局長が説明した。以下の意見が出された。なお、平成 29 年度予算案は承認された。

（大野理事）各地区予算案のタイトルを「平成 29 年度予算案（〇〇支部）」とした方がよい。

（奥理事）支部によって謝金が異なるのは問題にならないか。支部に任せていて問題はないか。

（甲斐理事）ただ、各地区の謝礼金が約 200 万円から 0 円と開きが大きいのが、その用途の妥当性は大丈夫なのか。

⇒（望月代表理事、須田業務執行理事）支部では、支部運営規則に則り監事を置き不正が起こらないような体制をとっている。また、本部でも 3 ヶ月ごとに全地区の会計監査を行っており、現状で問題はない。支部によって規模が違うのでやむを得ないが、今後、中央調整機構委員会においてこの件を協議する。

（伊東理事）例えば、北海道地区では OSCE 評価者調整も調整機構が行うなど、地区の特徴があり統一が困難である。

4. 就業規則（案）等について

前回の理事会において監事よりアドバイスがあったとおり、専門家に意見を求め資料 4-1～4-4（就業規則（案）、給与規程（案）、育児・介護休業等に関する規則（案）、退職金規程（案））を作成した。その後、監事に意見を求めたところ、追加資料 1（就業規則案の修正）のとおり修正の指導があったと須田業務執行理事が説明した。資料 4-1～4-4 について異議なく承認された。

5. 個人情報取扱規程（案）について

資料 5（個人情報取扱規程（案））は、公益財団法人公益法人協会の個人情報管理規定を参考にほぼ同一内容に作成したと望月代表理事が説明し、異議なく承認された。

6. その他

・ 参与について

城西大学学長の白幡晶氏を参与に推薦したいと望月代表理事が提案した。この提案は異議なく承認され、白幡氏には次回の業務執行理事会から出席していただく。

○ 報告および協議事項

1. 第 32 回病院・薬局実務実習中央調整機構委員会について

資料 6-1（第 32 回病院・薬局実務実習中央調整機構委員会議事録）に基づき、阿刀田事務局長が報告した。

- 資料 6-1 P.1 下「実務家教員の最新実務に関する研鑽」について次のような意見が出された。

（山本理事）「研鑽」には強制力があるのか。ないのであれば、資料 6-2（薬学臨床系教員の現状に関するアンケート調査）より、実務に携わっていない人が半数近くいるのに義務ではないと言うのは、それでいいのか。

⇒（望月代表理事、増野専務理事）実務家教員の研鑽は必要と考えている。文部科学省の見解では、実務家教員としての資格は採用時のものであり、その後何年を過ぎても実務家教員としての資格はそのままであるとのことであった。よって、あくまでも自己研鑽のために行うものであり、薬学教育協議会が強制することはできない。また、資料 6-2 は、中央調整機構委員会開催後に配付した論文であり、これをもって充分と考えたわけではない。本件は報告事項のため、この論文、ならびに山本理事の意見を基に、中央調整機構委員会において再度協議する。

なお、本件の発端は大学と研鑽施設との契約書雛形を薬学教育協議会で作成するかどうかであったが、日本病院薬剤師会石井氏の説明で上記契約書は不要であるとわかった。

● 6年制実務実習の受入施設に対する薬学教育協議会の基本的な考え方について

資料 6-1 P.4 および資料 6-3-1, 6-3-2（実務実習に対する基本的な考え方_病院・薬局）に基づき、望月代表理事が説明した。以下の質疑があった。

（甲斐理事）薬局実習施設に関する基本的な考え方は薬学教育協議会名になっているが、いつ決まったのか。特に「1 薬局につき実習生 2 名」までの根拠は何か。

⇒（望月代表理事）日本薬剤師会の基本的な考え方そのものである。日本薬剤師会に所属していない薬局でも実習が行われているため、日本薬剤師会名での発出は不相当との考えから、従来と同様に全く同一の内容を薬学教育協議会の基本的な考え方としている。

実務実習は薬学教育協議会の基本的な考え方に則って行う。

（甲斐理事）2 名以上でも学生が良い教育を受けられる薬局があること、現実には、2 名以上で行われている施設もあるので、薬学教育協議会の基本的な考え方としては、「原則」を加えるべきではないか。

（奥理事）大学が門内や附属薬局で実習を行うとき、調整機構外となるので、これは基本的な考え方としてはよいのではないか。

2. WEB システム検討委員会について

薬学実務実習を支援する WEB システムについては、評価について日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、実務実習連絡会議ワーキンググループの意見が一致した段階で、評価の入力用インターフェイス案を作成する予定であると望月代表理事が報告した。

3. 平成 28・29 年度薬学教育者ワークショップ等の開催について

資料 7-1（平成 28 年、29 年度 薬学教育者ワークショップ開催一覧）に基づき、阿刀田事務局長が報告した。資料 7-2（平成 28 年度 スキルアップ研修会・アドバンスワークショップ開催状況）からも分かるように、関東地区においては、新しい認定実務実習指導薬剤師の養成より、アドバンスワークショップの受講を勧める方針であるため、ワークショップの開催は 1 回、アドバンスワークショップの開催は 21 回であった。また、新しいワークショップのプログラム（資料 7-3 薬学教育者ワークショップ 新プログラム）を紹介した。

<東京薬科大学のワークショップ受講者の修了証発行について>

ワークショップや実務実習の調整を一本化するために、薬学教育協議会と東京薬科大学で協議を続けてきた。経緯と結論を望月代表理事が以下のように報告した。また、以下のようなやり取りがあった。

(望月代表理事)

薬学実務実習に関するガイドラインにおいて、実習指導を行うのは、日本薬剤師研修センター認定実務実習指導薬剤師と定めている。薬学教育協議会の委員会において、一本化することは重要であるとの認識は一致したが、東薬ワークショップ受講者の取り扱いについて委員会全員の意見は一致せず、委員会委員長（望月代表理事）に一任する結論となった。

その結果、日本薬剤師研修センターが認定した認定実務実習指導薬剤師しか、今後は指導しないことを東京薬科大学と確認した。また、東京薬科大学も今後は独自の実習先調整は行わず、関東地区調整機構に加わることになったと理解している。

東薬ワークショップ受講者の報告書等を確認し、東薬ワークショップを受講した際に交付された修了証を、薬学教育協議会の修了証に書き換えることに決定した。

(大野理事)

学長からメッセージを預かっているので発言させていただきたい。

各大学においてFDとして色々な活動をしている。認定とは別にして、FD活動としてのワークショップは今後も実施する。また、指導薬剤師認定に関しては望月代表理事の発言どおりだが、それ以外については、これから検討の余地があると思っている。

(山本理事)

「指導薬剤師認定に関しては」との発言は、実習先の調整について、関東地区に加わるとの認識はないということか。ガイドラインが出た以上は日本薬剤師研修センターが認めた認定指導薬剤師しか指導が出来ない。認定がもらえないと困るためその部分だけは乗るが、それ以外は乗らないというスタンスでいるということか。代表理事と東京薬科大学とで認識が違うがどうなのか。

(大野理事)

実習先の調整についての回答は出ていないと認識している。持ち帰らせていただく。

報告事項<東京薬科大学のワークショップ受講者の修了証発行について>に関しては、薬学教育協議会と東京薬科大学との議事録に関する解釈が大幅に異なり、報告事項として纏めることができなくなった。今後、東京薬科大学と薬学教育協議会で話し合った後に報告することとした。

4. 会議日程について

毎年11月頃に開催している理事会の開催をやめて、理事会は年2回としてはどうかと望月代表理事が提案し、異議なく了承された。なお、具体的な日時について、第50回理事会が他団体の会議と重なっていること、また第51回理事会は中央調整機構委員会の開催時期と近くなるため、検討する必要があるとの意見が出された。

なお、本理事会においては、委任状を以て出席とみなすことはできないことを確認した。

5. 平成31年度以降の実務実習に向けて（薬学実務実習に関する連絡会議からの依頼）

資料9-1、9-2（平成31年度以降の薬学実務実習の実施に向けた工程表作成について、改訂アカリに準拠した薬学実務実習の実施に向けた工程表）に基づき、阿刀田事務局長が説明した。

以上、相違ありません。

平成30年3月2日

一般社団法人 薬学教育協議会

代表理事 望月正隆

(押印済み)

監事 三輪亮寿

(押印済み)

監事 齊藤勲

(押印済み)

別記1 一般社団法人 薬学教育協議会 第49回理事会出席者名簿

	氏名（敬称略）	所属・役職	出欠
代表理事	望月 正隆	学術正会員（東京理科大学）	○
業務執行理事・専務理事	増野 匡彦	学術正会員（慶應義塾大学薬学部）	○
業務執行理事	伊東 明彦	学術正会員（明治薬科大学）	○
業務執行理事	須田 晃治	学術正会員（明治薬科大学名誉教授）	○
業務執行理事	中村 明弘	昭和大学薬学部	欠
業務執行理事	堀江 利治	学術正会員（帝京平成大学薬学部）	○
理事	新井 洋由	東京大学大学院薬学系研究科	○
理事	中山 和久	京都大学大学院薬学研究科	○
理事	南 雅文	北海道大学大学院薬学研究院	欠
理事	西島 正弘	昭和薬科大学	欠
理事	大野 尚仁	東京薬科大学薬学部	○
理事	北河 修治	神戸薬科大学	○
理事	後藤 直正	京都薬科大学	○
理事	政田 幹夫	大阪薬科大学	欠
理事	甲斐 広文	国公立大学薬学部長（科長・学長）会議	○
理事	井上 圭三	日本私立薬科大学協会/薬学教育評価機構	欠
理事	山本 信夫	公益社団法人日本薬剤師会	○
理事	木平 健治	一般社団法人日本病院薬剤師会	○
理事	太田 茂	公益社団法人日本薬学会	欠
理事	奥 直人	特定非営利活動法人 薬学共用試験センター	○
監事	三輪 亮寿	三輪亮寿法律事務所	○
監事	齊藤 勲	元厚生省大臣官房	○
顧問	百瀬 和享	昭和大学名誉教授	欠
事務局長	阿刀田 英子	薬学教育協議会	○

別記 2 配付資料

- 資料 1： 平成 28 年度補正予算
 - 資料 2： 平成 29 年度事業計画（案）
 - 資料 3： 平成 29 年度予算案
 - 資料 4-1： 就業規則（案）
 - 資料 4-2： 給与規程（案）
 - 資料 4-3： 育児・介護休業等に関する規則（案）
 - 資料 4-4： 退職金規程（案）
 - 資料 5： 個人情報取扱規程（案）
 - 資料 6-1： 第 32 回病院・薬局実務実習中央調整機構委員会議事録
 - 資料 6-2： 薬学臨床系教員の現状に関するアンケート調査
 - 資料 6-3： 実務実習に対する基本的な考え方（薬局・病院）
 - 資料 7-1： 平成 28・29 年度 薬学教育者ワークショップ開催一覧
 - 資料 7-2： 平成 28 年度 スキルアップ研修会・アドバンスワークショップ開催報告
 - 資料 7-3： 薬学教育者ワークショップ 新プログラム
 - 資料 8： 平成 28～30 年度 会議日程（案）
 - 資料 9-1： 平成 31 年度以降の薬学実務実習の実施に向けた工程表作成について
（薬学実務実習に関する連絡会議からの依頼）
 - 資料 9-2： 改訂コアカリに準拠した薬学実務実習の実施に向けた工程表（連絡会議資料）
 - 追加資料 1： 就業規則修正箇所
 - 追加資料 2： ベルーフ社会保険労務士法人 WEB サイト
- 第 48 回理事会議事録